

入札・契約制度説明会（建設工事）

日時：令和元年11月28日（木） 午前10時30分から
場所：東広島市市民文化センター アザレアホール

<次第>

- 1 総合評価落札方式一般競争入札の改正について…………… 1
（令和2年4月1日以降適用開始）
- 2 工事成績条件付一般競争入札について…………… 4
（令和元年12月1日以降適用開始）
- 3 工期に余裕期間を設定した工事の実施について[再説明]…………… 5
（令和元年10月30日以降適用開始）
- 4 工事関係書類の簡素化について
①主要資材一括承認について（材料承認時の添付書類の簡素化）[再説明] …… 13
（令和元年10月25日以降適用開始）
②環境保全型ブロックの壁体重量確認の簡素化について[再説明] …… 17
（令和元年10月25日以降適用開始）
- 5 その他 …… 19
 - (1)災害復旧工事の発注について
 - ①平成30年7月豪雨災害の復旧工事に係る「復興歩掛」及び「復興係数」の導入について[再説明]
 - ②遠隔地からの「労働者確保に要する間接工事費」及び「建設資材調達」に係る設計変更について[再説明]
 - (2)指名競争入札及び随意契約について
 - (3)東広島市低入札価格調査制度事務取扱要領の改正について
（令和元年5月10日以降適用開始）
 - (4)復旧・復興JV制度の導入について
（令和2年1月以降予定）
 - (5)平成30年7月豪雨に伴う災害復旧工事に係る主任技術者及び現場代理人の兼務制限の緩和について（特例措置）
（令和元年11月22日以降適用開始）
- 6 質疑応答

東広島市

総務部 検査課 TEL082-420-0950

総務部 契約課 TEL082-420-0930

建設部 災害復旧推進課 TEL082-426-3091

1 総合評価落札方式一般競争入札の改正について

1 趣旨

価格と品質で総合的に優れた調達为推进を図るため、令和2年度も引き続き総合評価落札方式一般競争入札を実施します。

2 発注対象工事

(1) 簡易Ⅰ型

工事实績のほか、簡易な施工計画を求め評価するもの。

(2) 簡易Ⅱ型

工事实績を中心に評価項目を設定し評価するもの。

3 改正点

(1) 評価項目：災害対応活動の有無について

評価項目	令和元年度	令和2年度	配点
災害対応活動の有無	災害時応急対策活動等に関する基本協定を締結し、かつ、平成28年度から平成31年度に <u>一般競争入札、指名競争入札又は公開見積り合わせにより実施した災害復旧工事の応札実績を6回以上有する者</u>	災害時応急対策活動等に関する基本協定を締結し、かつ、平成29年度から令和2年度に災害復旧工事の応札実績を6回以上有する者 ※災害復旧工事の発注方式（一般競争入札、指名競争入札、随意契約）を問わない	1.0点
	災害時応急対策活動等に関する基本協定を締結し、かつ、平成28年度から平成31年度に <u>一般競争入札、指名競争入札又は公開見積り合わせにより実施した災害復旧工事の応札実績を3回以上有する者</u>	災害時応急対策活動等に関する基本協定を締結し、かつ、平成29年度から令和2年度に災害復旧工事の応札実績を3回以上有する者 ※災害復旧工事の発注方式（一般競争入札、指名競争入札、随意契約）を問わない	0.5点
	災害時応急対策活動等に関する基本協定を締結している者	(変更なし)	0.25点
	災害時応急対策活動等に関する基本協定を締結していない者	(変更なし)	0点

※実績は東広島市発注のものに限る。

(2) 評価対象年度の改正

地域貢献の実績など評価の対象とする年度を改正します。

4 適用日

令和2年4月1日以降に公告する案件から適用します。

5 翌々年度（令和3年度）変更予定の評価項目

令和3年度は以下の変更を予定しています。

評価項目	令和2年度	令和3年度	配点
災害対応活動の有無	災害時応急対策活動等に関する基本協定を締結し、かつ、 <u>平成29年度から令和2年度に災害復旧工事の応札実績を6回以上有する者</u>	災害時応急対策活動等に関する基本協定を締結し、かつ、 <u>令和元年度から令和3年度に災害復旧工事の受注実績を3回以上有する者</u>	1.0 点
	災害時応急対策活動等に関する基本協定を締結し、かつ、 <u>平成29年度から令和2年度に災害復旧工事の応札実績を3回以上有する者</u>	災害時応急対策活動等に関する基本協定を締結し、かつ、 <u>令和元年度から令和3年度に災害復旧工事の受注実績を1回以上有する者</u>	0.5 点
	災害時応急対策活動等に関する基本協定を締結している者	(変更なし)	0.25 点
	災害時応急対策活動等に関する基本協定を締結していない者	(変更なし)	0 点

※実績は東広島市発注のものに限る。

令和2年度 総合評価落札方式一般競争入札 評価項目・配点

	評価項目		配点	土木一式		左記以外 (建築一式、舗装、その他)	
	区分	評価内容		市内本店 のみ	市外 参加可	市内本店 のみ	市外 参加可
I 型	1.施工計画	(1)施工計画の実施手順の妥当性	2点	△ (選択)		△ (選択)	
		(2)工期設定の適切性	2点	△ (選択)		△ (選択)	
		(3)施工に関する課題への対応の適切性	6点	△ (1項目以上選択)		△ (1項目以上選択)	
		(4)品質の確認方法、管理方法の適切性					
		小 計		6～10点		6～10点	
I 型・ II 型 共通	2.企業の施工能力	(1)同種・類似工事の施工実績 (直近15年間) ※1	2点	○	○	○	○
		(2)工事成績評定点 (直近3年間の平均) ※2	2点	○	—	○	—
		小 計		4点	2点	4点	2点
	3.配置予定技術者の 能力	(1)主任(監理)技術者の保有する資格 (専門資格を含む) ※3	1点	○	○	○	○
		(2)主任(監理)技術者の同種・類似工事の施工 経験の有無 (直近15年間) ※1	1点	○	○	○	○
		(3)施工経験工事の従事形態 ※4	1点	○	○	○	○
		(4)継続教育(CPD)の取組状況	1点	○	○	○	○
		(5)若手技術者(39歳以下)又は女性技術者の活 用	1点	○	○	○	○
		小 計		5点	5点	5点	5点
	4.地域の精通性	(1)地域内における本店の有無	1点	—	○	—	○
		(2)東広島市域内における同種工事の元請施工 実績 (直近15年間) ※1	1点	—	○	—	○
		小 計		—	2点	—	2点
	5.地域貢献の実績	(1)災害対応活動の有無	1点	○	—	△ (協定締結のみ 0.25点)	—
		(2)広島県アダプト制度(マイロード・ラブリバー制 度)における活動実績の有無 (前年度)	0.25点	○	○	○	○
		(3)東広島市公園里親制度活動の実績の有無 (前年度)	0.5点	○	○	○	○
		(4)市内企業の活用割合 (一次下請総額に占める市内企業の割合)	1点	○	○	○	○
		(5)市内資材販売業者からの指定資材調達割合	1点	○	○	○	○
		小 計		3.75点	2.75点	3点	2.75点
	6.社会貢献	(1)障害者雇用の状況 ※5	0.25点	○	○	○	○
		小 計		0.25点	0.25点	0.25点	0.25点
	7.施工体制	(1)調査基準価格に基づく施工体制の確保 (前年度に完了検査を受けた低入札工事の成績評定が全て 良好であった者は調査基準価格以上と同様に加点) ※6	5点	○	○	○	○
		小 計		5点	5点	5点	5点
	合 計		18～28点	17～27点	17.25～ 27.25点	17～27点	

※1 平成17年4月1日以降に完成した元請施工実績を評価の対象とする。

※2 平成29年度から令和元年(平成31年)度までの同一工種の平均点とする。

(ただし、令和2年5月31日以前に公告を行う案件は、平成28年度から平成30年度までの平均点とする。)

区分	得点
平均工事成績評定点 85点以上	2.0
平均工事成績評定点 65点～85点未満	$2.0 \times (\text{平均工事成績評定点} - 65) / 20$

65点未満の者又は実績のない者は、0点とする。

※3 技術者資格の配点は次のとおりとする。

専門資格設定ありの場合：専門資格あり 1.0、専門資格なし・1級技士 0.5、専門資格なし・2級技士 0.25

専門資格設定なしの場合：1級技士 1.0、2級技士 0.5

※4 3.(2)において評価した場合に評価の対象とする。

※5 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)に基づく雇用義務がない者にあつては、入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係(所属建設業者との間に第三者の介入する余地の無い雇用に関する一定の権利義務関係が開札日前に連続して3か月以上存すること)とある場合に評価の対象とする。

※6 調査基準価格未満の応札者のうち、前年度に完了検査を受けた同一工種での低入札工事の工事成績評定が全て80点以上であった者は、調査基準価格以上の応札者と同様に評価する。

2 工事成績条件付一般競争入札について

1 趣旨

工事成績評定点を参加要件に加えた一般競争入札は、平成30年7月豪雨に係る災害復旧工事の対応を優先するため、「復旧・復興プラン」の期間中（平成30年度～令和2年度）は、実施しないこととします。

※令和2年度においては、実施しません。

※令和元年度においても、令和元年12月以降は、実施しません。

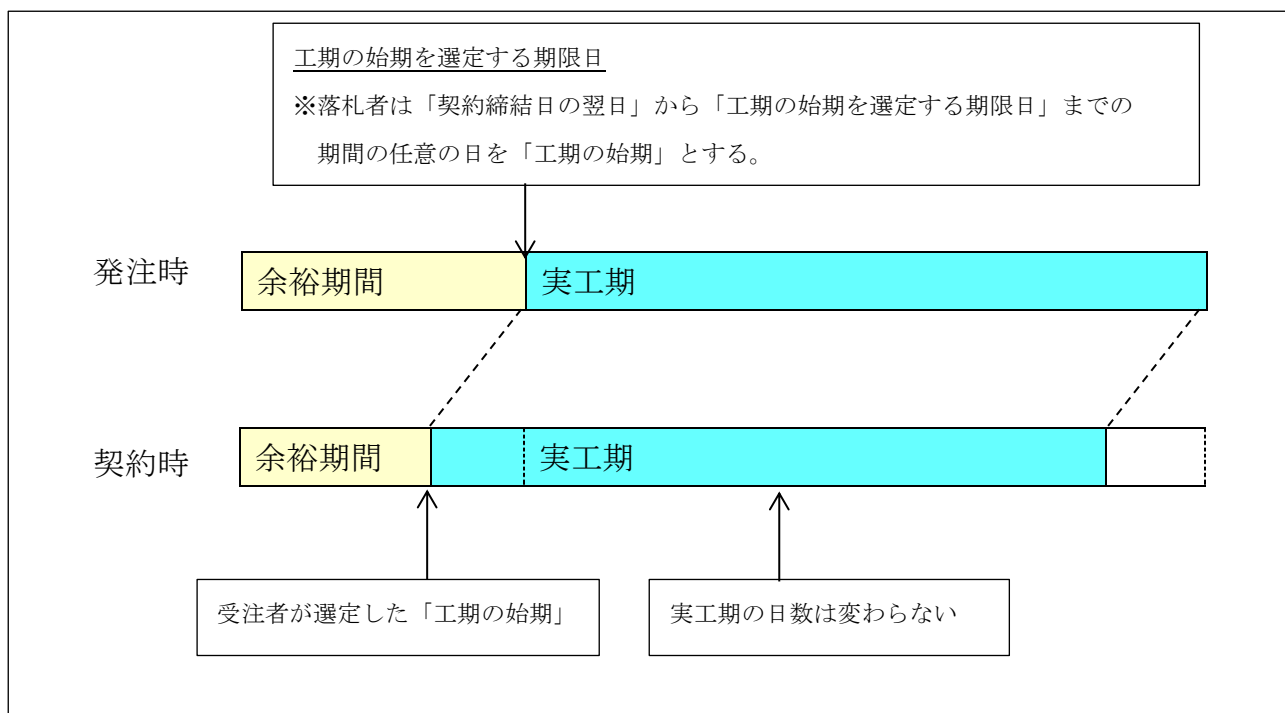
3 工期に余裕期間を設定した工事の実施について

1 趣旨

災害復旧工事については、余裕期間制度（主に任意着手方式）を適用し発注しています。

2 余裕期間制度（任意着手方式）とは

発注者が示した「工期の始期を選定する期限日」までの間で、受注者が「工期の始期」を選択する方式です。



※余裕期間は通常工期の40%を超えず、かつ、5か月を超えない範囲内で設定します。

ただし、災害復旧工事については余裕期間の範囲の制限を適用しないものとします（参考図）。

※工事費の積算は、契約締結（予定）日の翌日から直ちに着工する工期を基準とし、通常工期を超えた期間の積算上の割増しは行いません。

※余裕期間内の現場管理は、発注者が行います。受注者は、余裕期間内に資材等の準備はできますが、現場への資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手（測量等、現場作業が伴うものを含む。）を行ってはいけません。

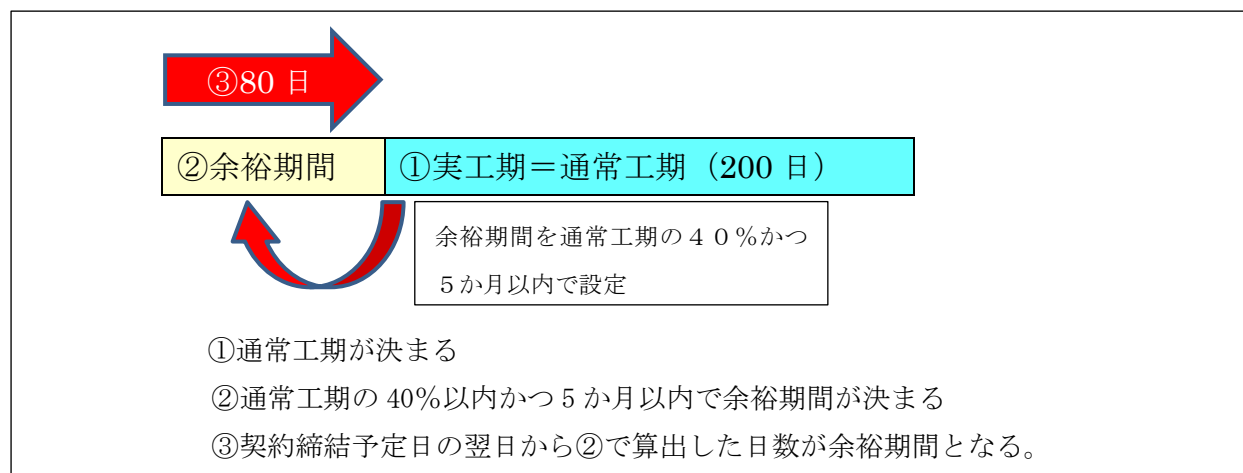
※実工期の期間は、準備・後片付け期間を含む、契約上の工期をいいます。

用語の定義

- ・余裕期間：契約締結（予定）日の翌日から工期の始期の前日までの期間をいう。
- ・通常工期：通常の積算により算出した工期をいう。
- ・実工期：全体工期内で、実際に工事を施工するために必要な期間（準備期間と後片付け期間を含む）で、契約上の工期をいう。
- ・工期の始期を選定する期限日：発注者が指定する、受注者が工期の始期として選定できる期間の末日をいう。
- ・工期の始期：実工期の始期をいう。
- ・工期の終期：実工期の終期をいう。

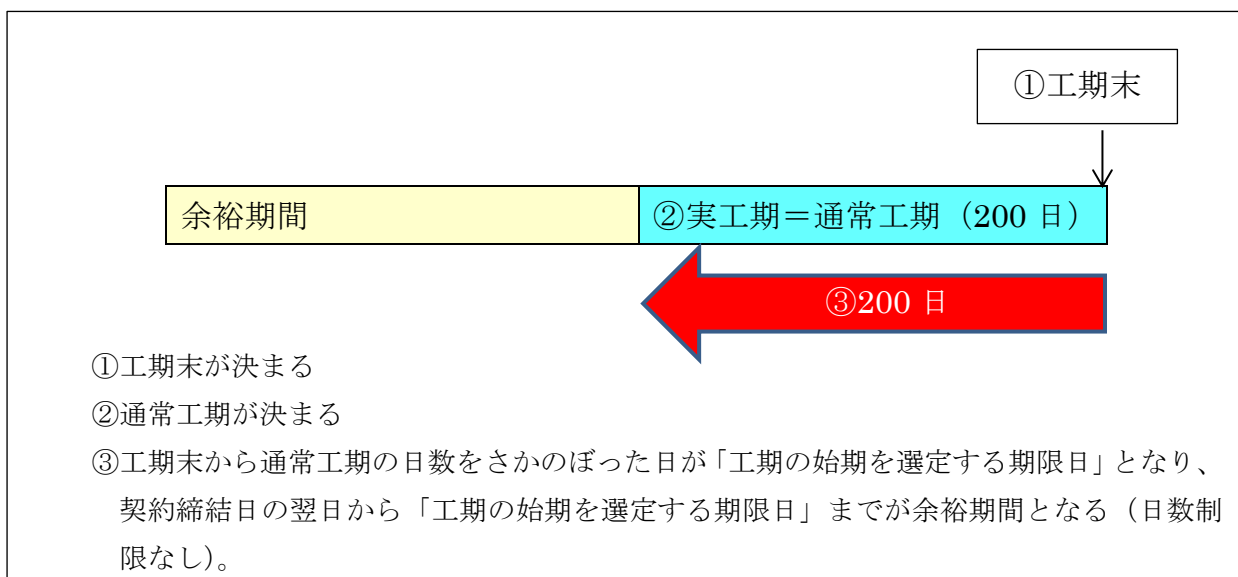
参考図

通常



※余裕期間は通常工期の40%かつ5か月以内で設定します。

災害復旧工事



※災害復旧工事に限り余裕期間の設定範囲を撤廃し、任意着手方式については工期末から通常工期を逆算した日を「工期の始期を選定する期限日」とし、契約締結日の翌日から「工期の始期を選定する期限日」を発注者の設定する余裕期間とします。

3 対象工事

建設工事のうち、発注者の判断により余裕期間を設けることが有益と認められる工事を対象とします。（入札公告等及び特記仕様書に明記します。）

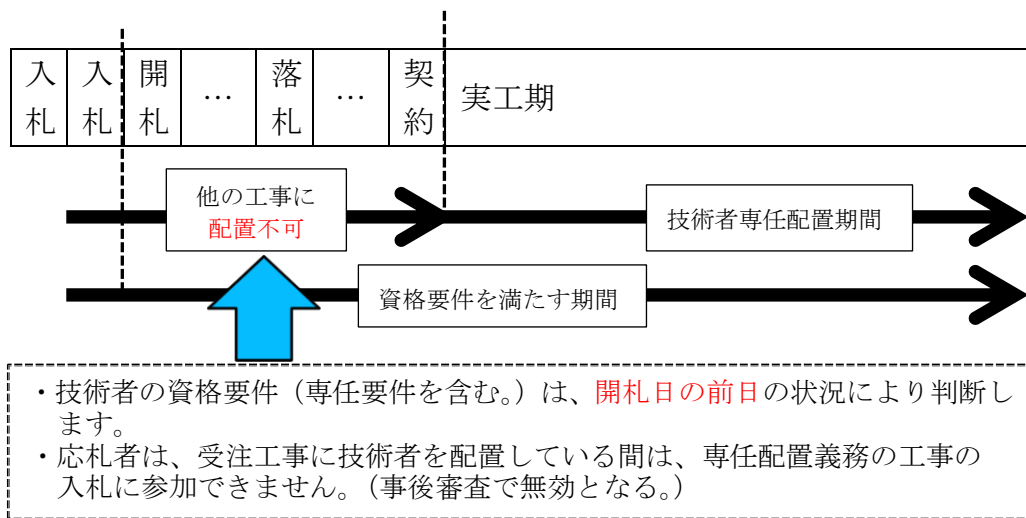
4 技術者配置のイメージ

余裕期間内は、主任技術者、監理技術者及び現場代理人の配置が不要です。

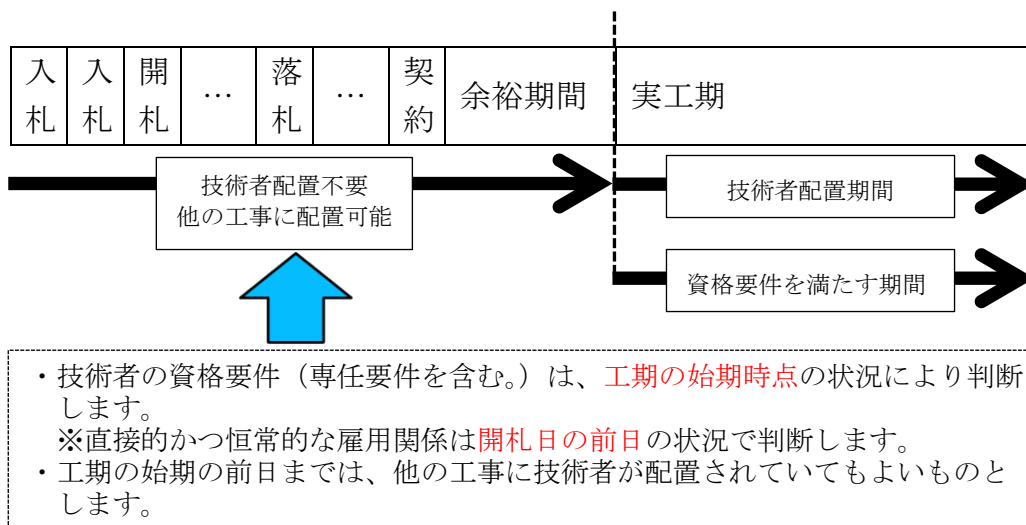
主任技術者又は監理技術者の配置に係る要件は、工期の始期時点において満たしているものとします。

（ただし、直接的かつ恒常的な雇用関係は、開札日前までに連続して3か月以上存在するものとします。）

①【通常の専任工事：1号工事】



②【余裕期間制度適用工事：1号工事】



5 発注の際の記載について

一般競争入札：公告

余裕期間制度適用工事 (任意着手方式) 復興係数・復興歩掛 適用工事	入札公告	1号工事																								
次のとおり、条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第167条の6の規定により公告する。 また、各項に掲げるもののほか、東広島市建設工事等条件付一般競争入札公告共通事項（建設工事）（以下「共通公告」という。）による。 令和元年9月 余裕期間制度適用工事であることと 余裕期間制度の方式を明記しています。 市長 高垣 廣徳 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">1</td> <td style="width: 20%;">工事名</td> <td>令和元年度 土木施設災害復旧事業・農業用施設災害復旧事業 黒瀬地区災害復旧工事（1-3）</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>工事管理番号</td> <td>101-0048</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>工事場所</td> <td>東広島市黒瀬町市飯田</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>工事概要</td> <td> 小谷川支川（日野宅横）復旧延長 L=64.1m、環境保全型ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ A=235㎡、小口止工 N=11箇所 養茅川（三協精機横）復旧延長 L=56.9m、環境保全型ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ A=147㎡、小口止工 N=4箇所 小谷川支川（ｸﾞｰｼｭｰﾌﾞ 上）復旧延長 L=66.2m、環境保全型ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ A=4㎡、ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ A=164㎡、 小口止工 N=4箇所 大河角2号線（登脇宅南1）復旧延長 L=316.0m、ｱｽﾌﾙﾄﾞ舗装工 A=938㎡ 池田ほか農地 排土 V=115㎡ 橋本ほか農地 排土 V=246㎡ </td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>工期</td> <td> 本工事は、工事の円滑な施工を確保するため、余裕期間（任意着手方式）を設定する。 ※別紙「余裕期間制度適用に関する事項」のとおり。 </td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>予定価格</td> <td>74,333,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>最低制限価格</td> <td>有り</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>建設工事の種類</td> <td>土木一式工事</td> </tr> </table>			1	工事名	令和元年度 土木施設災害復旧事業・農業用施設災害復旧事業 黒瀬地区災害復旧工事（1-3）	2	工事管理番号	101-0048	3	工事場所	東広島市黒瀬町市飯田	4	工事概要	小谷川支川（日野宅横）復旧延長 L=64.1m、環境保全型ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ A=235㎡、小口止工 N=11箇所 養茅川（三協精機横）復旧延長 L=56.9m、環境保全型ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ A=147㎡、小口止工 N=4箇所 小谷川支川（ｸﾞｰｼｭｰﾌﾞ 上）復旧延長 L=66.2m、環境保全型ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ A=4㎡、ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ A=164㎡、 小口止工 N=4箇所 大河角2号線（登脇宅南1）復旧延長 L=316.0m、ｱｽﾌﾙﾄﾞ舗装工 A=938㎡ 池田ほか農地 排土 V=115㎡ 橋本ほか農地 排土 V=246㎡	5	工期	本工事は、工事の円滑な施工を確保するため、余裕期間（任意着手方式）を設定する。 ※別紙「余裕期間制度適用に関する事項」のとおり。	6	予定価格	74,333,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）	7	最低制限価格	有り	8	建設工事の種類	土木一式工事
1	工事名	令和元年度 土木施設災害復旧事業・農業用施設災害復旧事業 黒瀬地区災害復旧工事（1-3）																								
2	工事管理番号	101-0048																								
3	工事場所	東広島市黒瀬町市飯田																								
4	工事概要	小谷川支川（日野宅横）復旧延長 L=64.1m、環境保全型ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ A=235㎡、小口止工 N=11箇所 養茅川（三協精機横）復旧延長 L=56.9m、環境保全型ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ A=147㎡、小口止工 N=4箇所 小谷川支川（ｸﾞｰｼｭｰﾌﾞ 上）復旧延長 L=66.2m、環境保全型ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ A=4㎡、ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ A=164㎡、 小口止工 N=4箇所 大河角2号線（登脇宅南1）復旧延長 L=316.0m、ｱｽﾌﾙﾄﾞ舗装工 A=938㎡ 池田ほか農地 排土 V=115㎡ 橋本ほか農地 排土 V=246㎡																								
5	工期	本工事は、工事の円滑な施工を確保するため、余裕期間（任意着手方式）を設定する。 ※別紙「余裕期間制度適用に関する事項」のとおり。																								
6	予定価格	74,333,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）																								
7	最低制限価格	有り																								
8	建設工事の種類	土木一式工事																								

指名競争入札：指名通知

指名通知書

令和元年08月29日

東広島市

東広島市長

(契約課)

企業ID :
商号又は企業名称 :
代表者氏名 :

次の調達案件について入札又は随意契約を行いますので参加してください。

案件番号 : 34212010120190313-00
調達案件名称 : 令和元年度 土木施設災害復旧事業 安芸津地区災害復旧工事(1-6)
実施等場所 : 東広島市安芸津町大田
案件内容等 : 設計図書に記載のとおり。
(詳細情報URL) : <http://www.city.higashihiroshima.lg.jp/>
入札受付開始日時 : 令和元年09月17日 09時00分
入札受付締切日時 : 令和元年09月18日 16時00分
内訳書開封予定日時 : 令和元年09月19日 09時15分
開札予定日時 : 令和元年09月19日 09時15分

設計図書の閲覧等 : 東広島市ホームページに掲載する。

備考: この案件は、完全電子案件の指名競争入札です。

電子入札システムが利用できないやむを得ない理由がある場合は、総務部契約課までご連絡ください。

- 1 管理番号 7-101-246
- 2 予定価格(税抜) ￥29,818,000-
- 3 最低制限価格 有り

- 4 施工(履行)期間 本工事は、工事の円滑な施工を確保するため、余裕期間(任意着手方式)を設定する。

※別紙「余裕期間制度適用に関する事項」のとおり。(東広島市ホームページに掲載する。掲載場所は、後述の設計図書の掲載場所と同じ。)

- 5 入札保証金 免除
- 6 使用契約約款 建設工事請負契約約款(東広島市ホームページに掲載のもの)
- 7 担当課 建設部 道路建設課

余裕期間制度適用工事であることと
余裕期間制度の方式を明記しています。

別紙「余裕期間制度適用に関する事項」

別紙

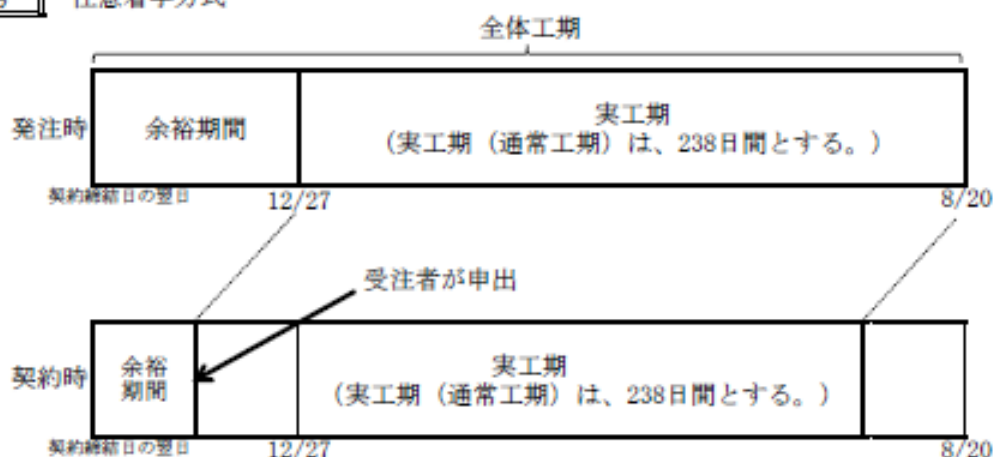
余裕期間制度適用に関する事項

- 1 本工事は、任意着手方式により、余裕期間を設定した工事である。
- 2 本工事の全体工期は、契約締結日の翌日から令和2年8月20日までとする。

本工事の通常工期は、238日間とする。
本工事の工期の始期を選定する期限日は、令和元年12月27日とする。落札者は、落札決定後、契約を締結するまでの間に、「様式1」により工期の始期の申出をすること。
- 3 余裕期間内は、主任技術者、監理技術者及び現場代理人を配置することを要しない。
- 4 主任技術者又は監理技術者の配置に係るものとする。ただし、所属建設業雇用に関する一定の権利義務関係は、開るものとする。
- 5 工期の始期までの現場管理等の取扱いについては、次のとおりとする。
(1) 余裕期間内の現場管理は、発注者が行うものとする。
(2) 受注者は、余裕期間内に資材等の準備を行うことができるが、現場への資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手（測量等、現場作業が伴うものを含む。）を行ってはならないものとする。
- 6 受注者は、工期の始期以降でなければ、発注者に対して前払金の支払いを請求することができないものとする。
- 7 その他、余裕期間制度適用工事については、「東広島市余裕期間制度適用工事に係る事務取扱要領」によるものとする。

余裕期間制度の方式別に必要な情報を明記しています。

参考 任意着手方式



※実工期とは、契約上の工期となるものをいう。

9. 余裕期間制度適用工事(任意着手方式)

- (1) 本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に労働者の確保や、建設資材の調達を計画的に行うことができる余裕期間を設定した工事であり、発注者が示した工期の始期を選定する期限日までの間で、受注者は工期の始期を任意に設定することができる。なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、「余裕期間制度適用工事工期申出書（様式1）」により、工期の始期を通知すること。
- (2) 余裕期間内は、主任技術者、監理技術者及び現場代理人を設置することを要しない。また、資材等の準備を行うことができるが、現場への搬入、仮設物の設置等、工事の着手（測量等、現場作業が伴うものを含む。）を行ってはならない。余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。
【余裕期間：契約締結日の翌日から工期の始期の前日まで】
【工期の始期を選定する期限日：令和1年12月27日】
【工期日数：工期の始期から238日間】
- (3) 契約締結後において、工期の始期の変更の必要が生じた場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。
- (4) CORINS への登録における技術者の従事期間は、工期をもって登録するものとする。（余裕期間を含まないこと。）
- (5) 現場代理人及び主任技術者等指名届の提出において、特約事項第2項中「契約締結後14日以内に提出」とあるのは、「始期日から起算して14日以内に提出」と読み替える。
- (6) 請負代金内訳書及び工程表の提出において、建設工事請負契約約款第3条第1項中「契約締結後14日以内」とあるのは、「始期日から起算して14日以内」と読み替える。

6 落札から契約締結まで

①落札決定

契約を締結するまでの間に、工期の始期の申出をしてください（様式1）。

※落札者は、契約締結（予定）日の翌日から工期の始期を選定する期限日までの期間の任意の日を工期の始期とすることができます。

※現在、落札決定日の翌日13時までの提出をお願いしています。提出期間が短いため、落札候補者となった方は提出の準備をお願いします。

※履行期間が決定した後に契約書を作成するため、契約保証の準備等で契約書の案が必要な方は早めにご提出ください。

②契約締結

契約保証の保証期間は余裕期間の利用の有無にかかわらず、契約締結日の翌日から工期の終期までを対象としてください。

※工期の始期以降でなければ、発注者に対して前払金の支払いを請求することができませんのでご注意ください。

様式 1

様式 1

余裕期間制度適用工事 工期申出書

平成 年 月 日

東広島市長 様

住所
商号又は名称
代表者職氏名 印

平成 年 月 日に落札決定の通知を受けた次の工事について、実工期を定めましたので申し出ます。

工事名	
工事場所	
工期の始期	
工期の終期	※工期の終期は、フレックス方式の場合のみ記載してください。

落札決定日の翌日
13時までの提出を
お願いしています。

無理のない工期を
定めるように
してください。

7 契約締結後の変更

余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、監督職員と協議の上、契約変更により、工事に着手することができます。

※基本的に実工期の変更はできません。

※受注者が当初の余裕期間を利用することにより生じる経費は、受注者負担です。

4 工事関係書類の簡素化について

①主要資材一括承認について (材料承認時の添付書類の簡素化)

1 趣 旨

設計図書（共通仕様書・特記仕様書）において「監督職員の試験もしくは確認及び承認を受けて使用することを指定された資材」は、見本または品質を証明する資料を工事材料を使用するまでに監督職員に提出し、確認を受ける必要があります。

材料承認時の添付資料の簡素化として、東広島市ホームページに一括承認資材として掲載された資材を使用する場合は、受注者から監督職員への材料承認時の添付書類（見本または品質を証明する資料）の提出を不要とします。

2 対象資材

レディーミクストコンクリート、アスファルト合材、路盤材、環境保全型ブロック、角フリュームのうち、東広島市ホームページで「一括承認一覧表」に掲載された種類・規格の資材。

3 材料承認時の添付書類の簡素化

受注者は、一括承認されている資材を使用する場合は、資材承認願いの鑑へ「製品名、規格、会社名（工場名）、承認番号」を記載することで、監督職員への材料承認時の添付書類の提出を不要とします。

4 注意事項

土木工事共通仕様書で規定された「受注者は、工事に使用した材料の品質を証明する品質規格証明書を受注者の責任において整備、保管しなければならない。」について省略するものではありません。

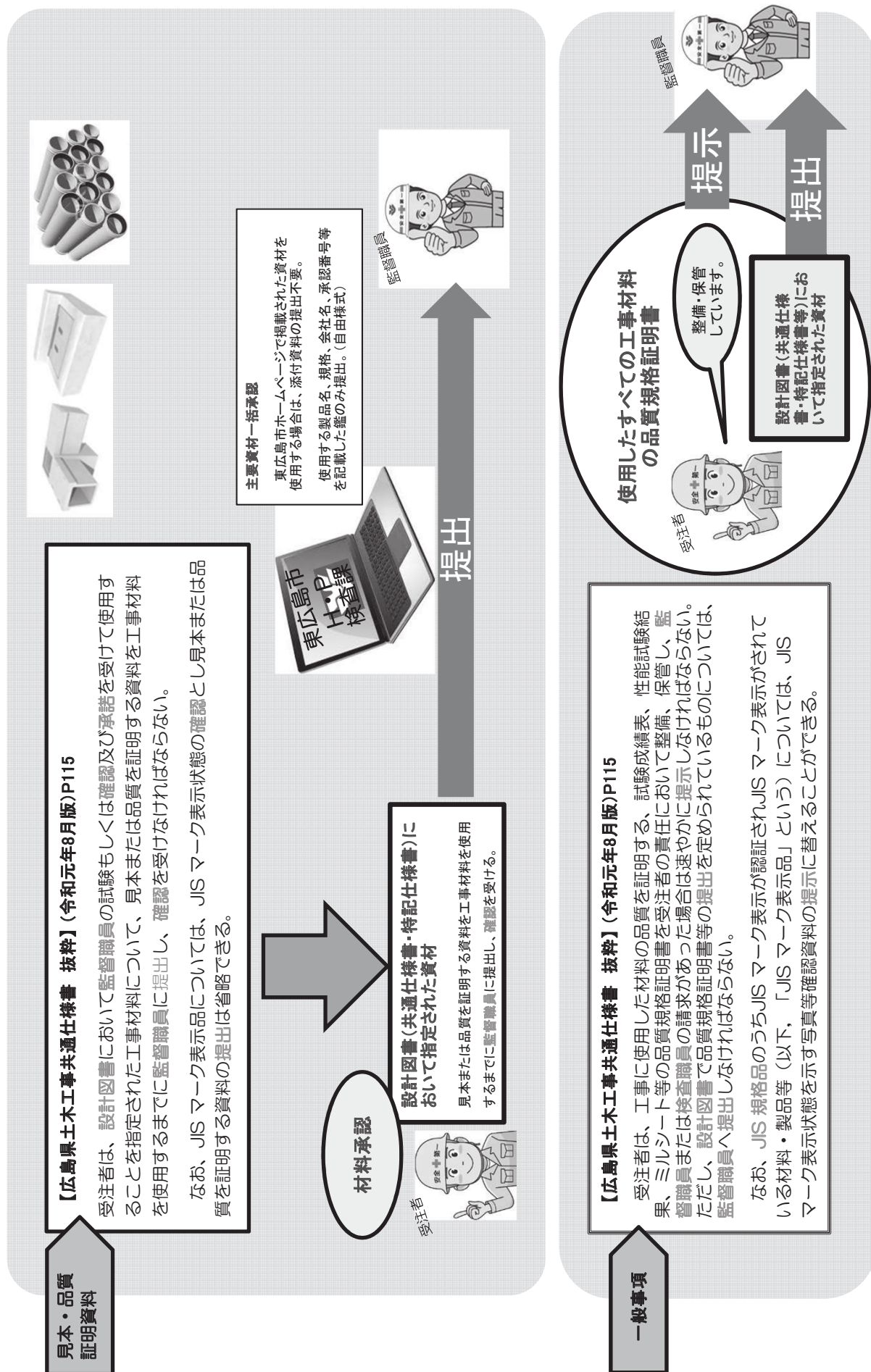
5 対象工事

すべての工事

6 適用期間

令和元年10月25日から適用（毎年更新）

【共通仕様書[工事材料の品質]に係る記載事項】



令和元年度 主要資材一括承認一覧表
【レディーミクスコンクリート】

土木工事共通仕様書で規定された「受注者は、工事に使用した材料の品質を証明する品質規格監明書

AR-2440B

展

配合計畫者名：山下 文吉

工 事 名	称					
所 在	地					
納 入 予 定 時 期						
本 配 合 の 適 用 期 間	3月21日～6月30、9月21日～11月30日 (標準配合) 左記以外の期間は備考欄に記述					
コンクリートの打込み箇所						
配 合 の 設 計 条 件						
呼び方	コンクリートの種類による記号	呼び強度	スランプ 又はスランプ フロー	粗骨材の最大寸法	セメントの種類による記号	
	普通	24	cm 8	mm 40	BB	
相 違 点	セメントの種類	呼び方欄に記載	粗骨材の最大寸法	呼び方欄に記載		

②環境保全型ブロックの壁体重量確認の簡素化について

1 趣 旨

平成 30 年 7 月豪雨災害の復旧工事に伴い、環境保全型ブロックを使用する工事が多く発注されることから、従来工事ごとに実施していた壁体重量（使用中詰材を含めた）の確認を、次の方法により省略できるものとします。

2 内 容

(1) 壁体重量工場確認による方法：方法1

市が製造者（メーカー）工場にて、ブロック及び各種中詰材を含めた壁体重量確認を実施し、その結果をホームページで公表しています。

受注者は、使用する資材の組み合わせが市ホームページで公表されているものと同一であれば、現場での壁体重量確認を省略できるものとします。

●受注者の手続き

使用する資材の組み合わせ（ブロック＋中詰材）が、市ホームページで公表されているものと同一（製造者、製品名、規格）の組み合わせである場合、「現地での壁体重量確認を省略する旨」を打合せ簿に記載し提出

(2) 他工事の壁体重量確認結果による方法：方法2

壁体重量を満足していることが他の工事での実績により確認できる場合は、現場での壁体重量確認を省略できるものとします。

確認結果の書類提出及び確認方法は、広島県通知の「**コンクリートブロック積（空積）擁壁における壁体重量検査の簡素化について**」によるものとします。

ただし、「広島県土木建築局発注工事であること」とあるのは、「東広島市発注工事」と読み替えます。

3 対象工事

すべての土木工事

4 適用期間

令和元年 1 0 月 2 5 日から適用（毎年更新）

【ホームページ閲覧方法】

環境保全型ブロックの壁体重量確認の簡素化について

更新日：2019年10月25日

Twitter Like YouTube

概要

平成30年7月豪雨災害の復旧工事に伴い、環境保全型ブロックを使用する工事が多く発注されることから、従来工事ごとに実施していた壁体重重（使用する中詰材を含む）の確認を、次の方法により簡略できるものとなります。

 環境保全型ブロック壁体重重確認の簡素化の概要 (PDF: 196.8KB)

1.対象工事

すべての土木工事

2.内容

方法1：壁体重重工場確認による方法

製造者（メーカー）からの壁体重重確認申請を受け、市が工場にて、ブロック及び中詰材を合わせた壁体重重確認を実施し、その結果を東広島市ホームページで公表します。また、製造者から納入の中詰材の壁体重重確認を行った（市職員立会い必須）結果を申請した場合は、その結果も公表されます。

受注者は、使用する中詰材の組み合わせが公表のものと同一であれば、現場での壁体重重確認を省略できます。

受注者は、使用する中詰材の組み合わせが公表のものと同一であれば、現場での壁体重重確認を省略できます。

令和元年度 環境保全型ブロックの壁体重重確認結果

環境保全型ブロックの壁体重重確認の結果を次の通り公表します。受注者は、使用する中詰材の組み合わせが市ホームページで公表の壁体重重確認を省略できます。（省略する旨を打合せ簿に記載し、職員へ提出）

 主要資材一括承認一覧表（環境保全型ブロック）（令和元年度）ヘジャンプ (Excelブック: 19.6KB)

令和元年度 主要資材一括承認一覧表 【環境保全型ブロック】

壁長500mmはコガラ

壁長600mmはコガラ

壁長650mmはコガラ

【壁長500mm】壁体重重 0.81t/m ² 以上				
メーカー	工場名	製品名	規格 (標準寸法)	承認番号 (試験成績表等)
ランデブ南	広島工場	ピオーンⅢ型	500 標準タイプ	LH-B500
	豊平工場	ピオーンⅢ型	500 標準タイプ	KI-B500
	豊栄工場	プロテクトⅢ型	壁長500 基本型 成なし	DI-P500
	山陽ブロック工業㈱	エコグリーン	500型	SH-E500
神ナガ・ツキ	豊平工場	ネスワン	壁長500mm	NT-N500
	三次工場	ひととせ	500型	SM-H500
	出雲工場	せきれい10(セロ)	500型	BI-S500
	大和工場	せきれい10(セロ)	500型	BO-S500
東広島工業㈱	大和工場	かわせみ	壁長500mm	BO-K500
	島根第二工場	ふる里	5分タイプ95型	IS2-F505
			1割タイプ95型	IS2-F510
			3分タイプ95型	IH1-F502
	広島第一工場	ふる里	5分タイプ95型	IH1-F505
			1割タイプ95型	IH1-F510
			3分タイプ95型	IH2-F502
			5分タイプ95型	IH2-F505
	広島第二工場	ふる里	1割タイプ95型	IH2-F510
			壁長500mm	IH2-W500

壁体重重検査報告書

製品名 ひととせ 500型 基本

工場名 三次工場

東広島市長 殿

工事名 主要資材一括承認

製品名 環境保全型ブロック ひととせ



5 その他

(1) 災害復旧工事の発注について

①平成30年7月豪雨災害の復旧工事に係る「復興歩掛」及び「復興係数」の導入について〔再説明〕

…資料の20～22ページをご確認ください。

②遠隔地からの「労働者確保に要する間接工事費」及び「建設資材調達」に係る設計変更について〔再説明〕

…資料の24～26ページをご確認ください。

(2) 指名競争入札及び随意契約について

提出期限までに、指名競争入札においては入札書又は辞退届が提出されない場合、随意契約においては見積書又は辞退届が提出されない場合は、欠席となり指名除外の対象となります。

「指名通知書」や「随意契約に係る見積依頼書」を受け取られた方は、その提出期限にご注意ください。

(3) 東広島市低入札価格調査制度事務取扱要領の改正について

(令和元年5月10日以降適用開始)

…資料の27ページをご確認ください。

(4) 復旧・復興JV制度の導入について

(令和2年1月以降予定)

…資料の28ページをご確認ください。

(5) 平成30年7月豪雨に伴う災害復旧工事に係る主任技術者及び現場代理人の兼務制限の緩和について(特例措置)

(令和元年11月22日以降適用開始)

…資料の29～33ページをご確認ください。

- ・工事の一時中止について …当分の間、広島県策定の「工事一時中止に係るガイドライン(案)(平成27年1月)」に準拠する。
- ・落札決定から契約締結までの日数について(災害復旧工事)
- ・民法改正に伴う標準約款の改正について
- ・令和元年10月1日からの消費税率の引き上げについて

(1) 災害復旧工事の発注について

① 平成 30 年 7 月豪雨災害の復旧工事に係る 「復興歩掛」及び「復興係数」の導入について

1 趣旨

平成 30 年 7 月豪雨の復旧・復興工事の本格化を踏まえ、円滑な施工の確保に万全を期すための新たな対策として、予定価格の適切な設定に必要となる「復興歩掛」及び「復興係数」を導入します。

2 対象工事について

本市が発注する公共土木災害、農地・農林業用施設災害のすべてを対象とする。

3 主な対策の内容について

- (1) 復興歩掛：土工の日当たり標準作業量を 20% 低下する補正を設定
- (2) 復興係数：共通仮設費を 1.1 倍、現場管理費を 1.1 倍に補正

4 適用開始日及び期間について

- (1) 令和元年 9 月 11 日以降に公告、指名又は見積依頼する工事
※令和元年 9 月 10 日以前に公告、指名又は見積依頼済の工事（既契約工事を含む）については、適用対象外とする。

災害発生→			9/11以降に公告、 指名又は見積依頼する案件→	11/15以降に公告、 指名又は見積依頼する案件→
適用なし		適用あり 変更で対応	適用あり 当初設計から反映	

- (2) 適用期間は、別途定める日までとする。

5 広島県の通知について

上記運用のほか、広島県から通知のあった資料に基づき運用するものとします。

【参考 1】

災害関連工事への「復興歩掛」及び「復興係数」の導入について（広島県土木建築局）

【参考 2】

災害関連工事への「復興歩掛」及び「復興係数」の導入について（広島県農林水産局）

災害関連工事への「復興歩掛」及び「復興係数」の 導入について（お知らせ）

土木建築局 技術企画課

国土交通省が令和元年 8 月 8 日に発表を行った「復興歩掛」及び「復興係数」について、広島県土木建築局発注工事についても、令和元年 9 月 4 日以降に指名・公告・随意契約する工事から導入することとしました。

導入に当たっては、広島県の不調・不落の発生地域や工事の種類の状況を踏まえ、次のとおり適用します。

1 対象工事

土木建築局が発注する災害関連工事で、施工条件等を勘案し作業効率低下のおそれがある工事を対象とします。

対象工事は、特記仕様書又は公告文等に対象である旨の記載を行います。

2 対象地域

西部建設事務所、西部建設事務所呉支所、西部建設事務所東広島支所及び東部建設事務所三原支所管内

3 復興歩掛（土工の日当り作業量の補正）

(1) 復興歩掛の対象

ア 機械土工（掘削、掘削(ICT)、河床等掘削、積込(ルーズ)、積込(コンクリート殻)

イ 砂防土工（掘削(砂防)、積込(ルーズ)(砂防))

ウ 土の敷均し締固め工(路体(築堤)盛土、路体(築堤)盛土(ICT)、路床盛土、路床盛土(ICT)、整地)

(2) 補正内容

作業日当たり標準日当たり作業量を 20%低下する補正

補正後の作業日当たり作業量＝作業日当たり標準日当たり作業量×0.8

4 復興係数（経費（間接工事費）の補正）

土木工事標準積算基準書により各工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費率及び現場管理費率に、それぞれ次の補正係数を乗じるものとします。

共通仮設費率：1.1

現場管理費率：1.1

5 適用期間

令和元年 9 月 4 日以降に指名・公告・随意契約する工事から別途定める日まで適用します。

災害関連工事等への「復興歩掛」及び「復興係数」の 導入について（お知らせ）

令和元年9月4日
広島県農林水産局

農林水産省及び林野庁が令和元年8月9日に発表を行った「復興歩掛」及び「復興係数」について、広島県農林水産局発注工事についても、令和元年9月4日以降に指名・公告・随意契約する工事から導入することとしました。

導入に当たっては、広島県の不調・不落の発生地域や工事の種類の状況を踏まえ、次のとおり適用します。

1 対象工事

農林水産局が発注する災害関連工事で、施工条件等を勘案し作業効率低下のおそれがある工事を対象とします。

対象工事は、特記仕様書又は公告文等に対象である旨の記載を行います。

2 対象地域

西部農林水産事務所、西部農林水産事務所呉農林事業所、西部農林水産事務所東広島農林事業所管内

3 復興歩掛（土工の日当り作業量の補正）

(1) 復興歩掛の対象

ア「土地改良工事積算基準」適用工事

- ・ 機械土工

【掘削、積込(ルーズ)、バックホウ掘削（超ロングアーム仕様）】

- ・ 土の敷均し締固め工

【路体(築堤)盛土、路床盛土、整地、振動ローラ締固め】

イ「治山林道必携」適用工事

- ・ 機械土工（土砂）

【掘削、積込(ルーズ)、積込(コンクリート殻)、バックホウ掘削積込、バックホウ掘削積込（山地治山土工）】

- ・ 盛土

【路体(築堤)盛土、路床盛土、整地、敷均し・締固め、ブルドーザー敷均し（狭幅）】

(2) 補正内容

作業日当たり標準日当たり作業量を20%低下する補正

補正後の作業日当たり作業量＝作業日当たり標準日当たり作業量×0.8

4 復興係数（経費（間接工事費）の補正）

「土地改良工事積算基準」及び「治山林道必携」により各工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費率及び現場管理費率に、それぞれ次の補正係数を乗じるものとします。

共通仮設費率：1.1

現場管理費率：1.1

5 適用期間

令和元年9月4日以降に指名・公告・随意契約する工事から別途定める日まで適用します。

(1) ② 遠隔地からの「労働者確保に要する間接工事費」及び「建設資材調達」に係る設計変更について

1 趣旨

平成 30 年 7 月豪雨の復旧・復興工事の本格化を踏まえ、円滑な施工の確保に万全を期すための新たな対策として、遠隔地からの「労働者確保に要する間接工事費」及び「建設資材調達」に係る設計変更について、次のとおり運用を開始します。

2 対象工事について

本市が発注する公共土木災害、農地・農林業用施設災害のすべてを対象とする。

3 遠隔地からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更について

- (1) 宿泊費や労働者の赴任手当など、積算上見込んでいる金額以上に必要となる費用について設計変更により対応できることとする。ただし、これらの費用については、共通仮設費率分及び現場管理費率分へ一定の率を見込んでおり、実際に要した費用からそれらの費用を差し引いた額を積上げ計上する。
- (2) 交通誘導員の労務単価が「公共工事設計労務単価」と乖離する場合は、見積りにより労務単価を決定できることとする。
- (3) 運用については、広島県の通知のとおりとする。

4 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更について

- (1) 当初の調達条件によりがたい場合には輸送費や購入費用など調達時の実態を反映して設計変更により対応できることとする。
- (2) 運用については、広島県の通知のとおりとする。

5 適用期間について

- (1) 令和元年 9 月 13 日から運用を開始する。

災害発生→		10/30以降に公告、 指名又は見積依頼する案件→
適用あり(特記に記載無し) 変更で対応		適用あり(特記に記載有り) 変更で対応

- (2) 発注済みの工事で適用する場合は協議の上、適用する。

6 広島県の通知について

上記運用のほか、広島県から通知のあった資料に基づき運用するものとします。

【参考】

災害復旧工事を円滑に進めるための入札契約制度の取り組み (H30.12.10 広島県土木建築局)

【抜粋】 災害復旧工事を円滑に進めるための入札契約制度の取り組み
(H30.12.10 広島県土木建築局)



広島県

②積算に関する取り組み(1/4)

技術企画課

今後、災害復旧工事が本格化していくことから県内の建設業者だけでは人手が足りなくなることが懸念され、県外を含めた遠隔地の建設業者の活用も含めた対応が必要となる可能性があります

遠隔地の建設業者の活用に当たっては、宿泊費や労働者の赴任手当などが
必要になることが想定されるため、積算上見込んでいる金額以上に必要とな
る費用について設計変更により対応できることとする

ただし、これらの費用については、共通仮設費率分及び現場管理費率分へ一定の率を見込んでおり、実際に要した費用からそれらの費用差し引いた額を積上げ計上する

新規発注工事で対象とする場合、これらの適用について特記仕様書等へ記載することとし、発注済みの工事で適用する場合は協議の上、適用する

○対象となる経費

- ・ 共通仮設費－営繕費 — (借上費、宿泊費、労働者送迎費)
- ・ 現場管理費－労務管理費 — (募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用)

○確認方法

- ・ 実際に支払った全ての証明書類(領収書の写し等)を発注者へ提出



広島県

②積算に関する取り組み(2/4)

技術企画課

1 遠隔地からの労働者確保に要する費用の計上

実績変更対象費に関する実績報告書

費目	費用	内容	計画計上額	実績計上額	差額
共通 仮設費	営繕費	借上費	労働者宿舍等の敷地借上げに要する地代及び労働者宿舍等を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用		
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用		
		労働者送迎費	労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送(水上輸送を含む)をするために要する費用(運転手賃金、車両損料、燃料費等含む)		
	小計				
現場 管理費	労務管理費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当		
		賃金以外の食事、通勤等に要する費用	労働者の早出、残業時の食事費(事業主負担分)、食事補助費 労働者の住宅から、会社又は工事現場までの交通機関等の実費費用に応じて支給される手当		
	小計				
合計					

※費用は、全て税抜価格とする。

【抜粋】 災害復旧工事を円滑に進めるための入札契約制度の取り組み
(H30.12.10 広島県土木建築局)



広島県

②積算に関する取り組み(3/4)

技術企画課

2 交通誘導員の確保に係る取組み

災害復旧工事の発注に伴い、今後、交通誘導員の十分な確保が困難となる恐れがあり、交通誘導員を遠隔地から確保した時には宿泊費や赴任手当を積算上見込むことができる「遠隔地からの労働者確保に要する費用の計上」の適用と併せ、交通誘導員の労務単価が「公共工事設計労務単価」と乖離する場合は、見積りにより労務単価が決定できることとする

また、複数の警備業者との調整により交通誘導員が確保できる可能性があるため、広島県警備業協会や広島県警備業協同組合のホームページを参考に、交通誘導員の確保に努めてください

ホームページアドレス

広島県警備業協会：<http://hirokeikyo.com/index.html>

広島県警備業協同組合：<http://www.chuokai-hiroshima.or.jp/members/keibi/>



広島県

②積算に関する取り組み(4/4)

技術企画課

3 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更について

今後、災害復旧工事が本格化していくことから一部の建設資材にひっ迫が生じ、通常は地域内から調達している建設資材及び仮設材についても、遠隔地から調達せざるを得なくなる場合が想定される

このため、当初の調達条件によりがたい場合には輸送費や購入費用など調達時の実態を反映して設計変更により対応できることとする

新規発注工事で対象とする場合、これらの適用について特記仕様書等へ記載することとし、発注済みの工事で適用する場合は協議の上、適用する

○対象となる資材

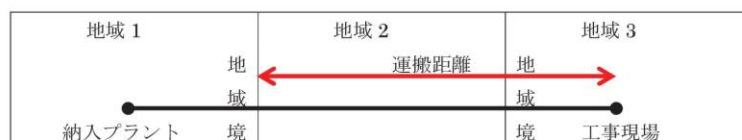
- ・骨材類、アスファルト等
- ・仮設材
- ・その他資材(コンクリートブロック等)で県内一律単価

○確認方法

- ・事前協議を行った上、実際に支払った全ての証明書類(領収書の写し等)を発注者へ提出

○積算方法(骨材類、アスファルト等の場合の例)

- ・対象資材の単価を納入プラントが所在する地域の単価に変更
- ・納入プラントが所在する地域の地域境から工事現場までの運搬費(ダンプトラック運搬)を直接工事費に計上



(3) 東広島市低入札価格調査制度事務取扱要領の改正について

1. 趣旨

ダンピング対策の更なる徹底を図るため、国の低入札価格調査制度対象工事に係る特別重点調査の運用の改正に伴い、東広島市低入札価格調査制度事務取扱要領の改正を行った。

2. 改正内容

「低入札価格調査制度対象工事に係る特別重点調査の試行について」の一部改正（平成31年3月29日改正）に準拠して、次の算定式を改正した。

ア 失格基準価格の算定式の改正

	改正前	改正後
直接経費	市が積算した直接経費に <u>10分の7.5</u> を乗じて得た額	市が積算した直接経費に <u>10分の9</u> を乗じて得た額
共通仮設費 率分	市が積算した共通仮設費率分に <u>10分の7</u> を乗じて得た額	市が積算した共通仮設費率分に <u>10分の8</u> を乗じて得た額
現場管理費	市が積算した現場管理費に <u>10分の7</u> を乗じて得た額	市が積算した現場管理費に <u>10分の8</u> を乗じて得た額
一般管理費等	市が積算した一般管理費等に 10分の3を乗じて得た額	市が積算した一般管理費等に 10分の3を乗じて得た額

イ 聞き取り調査基準の算定式の改正

次の工事費内訳ごとに市が積算した費用以上であること。

	改正前	改正後
直接経費	市が積算した直接経費の <u>75%</u> 以上であること	市が積算した直接経費の <u>90%</u> 以上であること
共通仮設費 率分	市が積算した共通仮設費率分の <u>70%</u> 以上であること	市が積算した共通仮設費率分の <u>80%</u> 以上であること
現場管理費	市が積算した現場管理費の <u>70%</u> 以上であること	市が積算した現場管理費の <u>80%</u> 以上であること
一般管理費等	市が積算した一般管理費の 30%以上であること	市が積算した一般管理費の 30%以上であること

3. 適用日

令和元年5月10日以降に見積依頼、指名又は公告する案件に適用する。

(4) 復旧・復興JV制度の導入について

1. 趣旨

平成30年7月豪雨に係る災害復旧工事の発注において、市内で不足する技術者や技能労働者を確保するため、市内の建設業者が市外の建設業者と共同で工事の施工を行うことを可能とする「復旧・復興JV制度」を導入します。

2. 復旧・復興JVとは

本市において実績のあるJV（ジョイントベンチャー）は、大規模かつ技術難度の高い工事において、技術力の集結によって工事の安定的施工を目的とする「特定JV」ですが、「復旧・復興JV」は、被災地域外の建設企業も構成員とすることによって、入札不調の要因のひとつである技術者不足の解消を主な目的とするものです。

3. 制度概要

(1) 対象工事の金額・対象業種

設計金額8千万円以上	災害復旧工事に係る土木一式工事（入札公告で指定する工事）
------------	------------------------------

(2) 構成員数・出資割合

2者～3者	2者JVの場合は30%以上・3者JVの場合は20%以上
-------	-----------------------------

(3) 構成員の資格（地域要件）

代表構成員	他の構成員
市内（又は出資比率が最大の者）	なし

※原則として、出資割合にかかわらず、市内業者を代表企業とする。ただし、出資比率が最大の構成員は市外業者でも代表構成員になることができる。

(4) 構成員の資格（ランク）

代表構成員	他の構成員
A	A 又は B (C)

※3者JVの場合に限り、1者についてはCランクも可とする。

(5) 構成員の資格（営業年数・元請実績・技術者専任配置・特定建設業許可）

営業年数	元請実績	技術者専任配置	特定建設業許可
2年以上（全構成員）	必要（全構成員）	必要（全構成員）	必要（1者以上）

※特定建設業許可は、構成員中1者以上必要とし、できるだけ代表企業に求める。

4. 適用時期

令和2年1月から当分の間

(5) 平成30年7月豪雨に伴う災害復旧工事に係る主任技術者及び現場代理人の兼務制限の緩和について（特例措置）

1 趣旨

平成30年7月豪雨によって、市内の広範囲にわたって甚大な被害が生じ、今後、集中的に発注される災害復旧工事について、入札の不調・不落を防止し円滑な工事執行を図るため、主任技術者及び現場代理人（以下「主任技術者等」という。）の兼務制限を緩和する。

2 内容

- 1) 次表の適用金額が3,500万円未満（建築一式工事にあつては、7,000万円未満。以下同じ。）の災害復旧工事に係る主任技術者等は、兼務制限の件数としてカウントしない。（兼務する全ての工事が3,500万円未満かつ東広島市内であれば、災害復旧工事の件数は無制限とする。）
- 2) 次表の適用金額が3,500万円以上（建築一式工事にあつては、7,000万円以上。）の工事にかかる主任技術者等は、災害復旧工事を含む場合、工事場所が東広島市内で密接な関係があり、全ての工事場所の間隔が15km程度以内の公共工事であれば3件まで兼務を認める。（監理技術者の場合は兼務不可）

請負対象設計金額（税込）		主任（監理）技術者	現場代理人
1号工事・総合評価	3,500万円以上 （建築一式工事は、7,000万円以上） 【監理技術者配置工事 ※1】	兼務不可	兼務不可
	3,500万円以上 （建築一式工事は、7,000万円以上） 【主任技術者配置工事】	2件以内 ※2 <u>※災害復旧工事を含む場合、工事場所が東広島市内で密接な関係（※4）があり、全ての工事場所の間隔が15km程度以内の公共工事であれば3件まで兼務を認める。 ※2</u>	2件以内 ※2 <u>※災害復旧工事を含む場合、工事場所が東広島市内で密接な関係（※4）があり、全ての工事場所の間隔が15km程度以内の公共工事であれば3件まで兼務を認める。 ※2</u>
2号工事・総合評価	3,500万円未満 （建築一式工事は、7,000万円未満）	5件以内 <u>※災害復旧工事に係る主任技術者等の件数を除く。 ※3</u>	5件以内 現場代理人配置特例 <u>※災害復旧工事に係る主任技術者等の件数を除く。 ※3</u>
	500万円未満 （建築一式工事は、1,500万円未満）	兼務制限なし	

- ※1 入札参加条件等において監理技術者の配置を求めている工事を含む。
- ※2 申請により、同一の主任技術者による管理が認められた公共工事に限る。
- ※3 兼務制限の件数から除く災害復旧工事に係る主任技術者等については、他の工事の現場代理人と兼務する場合に行っている発注者双方の兼務承認の手続を不要とする。
- ※4 密接な関係とは、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事（資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請け業者で施工する場合を含む）をいう。

3 適用期間

令和元年 11 月 22 日から当分の間とする。

なお、従前の取扱いにより、契約済の工事又は公告・指名・見積依頼をした工事についても、当該工事に関する共通仕様書、特記仕様書、誓約書の内容にかかわらず、この取扱いの対象とする。また、過年度発生災害や今後発生する災害もこの取扱いの対象とする。

東広島市発注工事に係る配置技術者等の取り扱いについて

別表

新たな職種 現在の職種		主任(監理)技術者			現場代理人
		現場専任	現場専任を要しない		
		請負代金額 3,500 万円以上（建築一式 7,000 万円以上）又は入札参加条件等において技術者を「施工現場に専任で配置できる者」とする場合	請負代金額 500 万円以上 3,500 万円未満（建築一式 1,500 万円以上 7,000 万円未満）	請負代金額 500 万円未満（建築一式 1,500 万円未満）	
対照方向 					
Aさん	経営管理責任者又は営業所の専任技術者	×	※原則不可 ただし、当該営業所に近接し、常時連絡体制を取れる場合に限り 4 件まで可能（注 5）		×
Bさん	専任の主任(監理)技術者 ※入札参加条件等において技術者を「施工現場に専任で配置できる者」とする場合を含む。	※原則不可（注 2） ただし、 <u>東広島市内で密接な関係（注 3）があり、相互の間隔が 10 km 以内の公共工事に限り</u> 当該担任工事を含めて 2 件まで可能（注 6） なお、監理技術者（入札参加条件等において監理技術者の配置を求めている場合を含む。）の場合は不可			当該担任工事のみ可能（注 4）（注 7）
Cさん	経営管理責任者又は営業所の専任技術者及び 専任を要しない主任(監理)技術者（特例）	×	※原則不可 ただし、当該営業所に近接し、常時連絡体制を取れる場合に限り当該担任工事を含めて 4 件まで可能（注 5）		×
Dさん	専任を要しない主任(監理)技術者	※原則不可（注 2）（注 6）	当該担任工事を含めて 5 件まで可能（注 5）	当該担任工事を含め 500 万円未満(建築一式は 1,500 万円未満)の工事のみであれば、数に制限なく可能	原則当該担任工事のみ可能（注 1）現場代理人配置特例（注 4）（注 5）（注 7）
Eさん	現場代理人	当該担任工事のみ可能（注 4）（注 7）	原則当該担任工事のみ可能（注 1）現場代理人配置特例（注 4）（注 5）（注 7）		※原則不可（注 1）現場代理人配置特例（注 4）（注 5）（注 7）

（注 1）

現場代理人配置特例

- 次の条件をいずれも満たす場合は、現場代理人の兼務を発注者に申請することができる。ただし、一円の地域を対象とする工事（工事場所を「〇〇一元」とする工事）は除く。
 - 兼務する工事の請負代金額が全て 3,500 万円（建築一式工事にあつては、7,000 万円）未満であること（ただし、入札公告において技術者を施工現場に専任で配置するとしたものは条件を満たさないものとする。）
 - 兼務する工事が東広島市又は広島県の発注であること。
 - 兼務する工事件数が本件工事を含め 5 件（災害復旧工事を除く）以内であること。
 - 兼務する工事の全ての工事現場が同一町内であること。ただし、兼務する工事現場が同一町内を越えるときは、全ての工事現場間が直線距離で 5km 以内であること。
 - 兼務する工事が広島県発注工事である場合は、当該工事の発注者である広島県が兼務を承認したことを証する書面の写しを提出できること。
 - 監督員等の求めにより、速やかに工事現場に向かう等適切な対応ができること。
- 本工事の附帯工事で特命随意契約による場合は、本工事の現場代理人が附帯工事の現場代理人を兼ねることができる。
- 請負代金額 500 万円未満の維持修繕工事及び災害復旧工事については、同一町内における工事に限り、数に制限無く現場代理人を兼ねることができる。ただし、500 万円以上（建築一式も同様）の工事を 1 つでも担任（現場代理人又は主任（監理）技術者）している場合は適用しない。

（注 2）

建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号）第 27 条第 2 項が適用可能な工事であつて、同一の主任技術者が当該工事の管理を行うことが認められるものにあつては、次の条件をいずれも満たす場合は、主任技術者の兼務を発注者に申請することができる。ただし、監理技術者（入札参加条件等において監理技術者の配置を求めている場合を含む。）の場合は、対象外とする。申請手続きについては、入札公告等で確認すること。

- 兼務する工事が公共工事であること。

- ② 兼務する工事の工事場所が東広島市内で密接な関係（注3）があり、相互の間隔が10km以内であること。
- ③ 兼務する工事件数が本件工事を含め2件以内であること。
- ④ 兼務する工事が同一の発注者によるものでない場合は、兼務先の発注者が、兼務を承認したことを証する書面の写しを提出できること。

（注3）

密接な関係とは、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事（資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分の同一の下請け業者で施工する場合を含む）をいう。

（注4）

工事場所が10km以内で密接な関係（注3）のある他の公共工事（建設業法施行令第27条第2項が適用される工事として、同一の主任技術者による工事の管理が認められるものに限る。）において現場代理人又は主任技術者として配置されている期間であって、かつ、次の条件をいずれも満たす場合は、現場代理人について、他の公共工事の現場における現場代理人又は主任技術者との兼務を発注者に申請することができる。ただし、監理技術者（入札参加条件等において監理技術者の配置を求めている場合を含む。）の場合は、対象外とする。申請手続きについては、入札公告等で確認すること。

- ① 兼務する工事件数が本件工事を含め2件以内であること。
- ② 兼務する工事場所が東広島市内であること。
- ③ 兼務する工事が同一の発注者によるものでない場合は、兼務先の発注者が、兼務を承認したことを証する書面の写しを提出できること。
- ④ 監督員等の求めにより、速やかに工事現場に向かう等適切な対応ができること。

（注5）

平成30年7月豪雨に伴う災害復旧工事に係る主任技術者及び現場代理人の兼務制限の緩和特例1

1. 請負代金額3,500万円（建築一式工事にあつては、7,000万円）未満の災害復旧工事（入札参加条件等において技術者を「施工現場に専任で配置できる者」とするものを除く。）に係る主任技術者及び現場代理人は、兼務制限の件数としてカウントしない（兼務する全ての工事が専任配置を要しない請負代金額3,500万円（建築一式工事にあつては、7,000万円）未満かつ東広島市内であれば、災害復旧工事の件数は無制限とする。）。
2. 兼務制限の件数から除く災害復旧工事に係る主任技術者及び現場代理人については、他の工事の現場代理人と兼務する場合に行っている発注者双方の兼務承認の手續を不要とする。
3. 適用期間は、平成30年9月18日から当分の間とする。なお、従前の取扱いにより、契約済の工事又は公告・指名・見積依頼をした工事についても、当該工事に関する共通仕様書、特記仕様書、誓約書の内容にかかわらず、この取扱いの対象とする。また、過年度発生災害や今後発生する災害もこの取扱いの対象とする。

（注6）

平成30年7月豪雨に伴う災害復旧工事に係る主任技術者及び現場代理人の兼務制限の緩和特例2

1. 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第2項が適用可能な工事であつて、同一の主任技術者が当該工事の管理を行うことが認められるものにあっては、次の条件をいずれも満たす場合は、主任技術者の兼務を発注者に申請することができる。ただし、監理技術者（入札参加条件等において監理技術者の配置を求めている場合を含む。）の場合は、対象外とする。申請手続きについては、入札公告等で確認すること。
 - ① 兼務する工事が公共工事であること。
 - ② 兼務する工事の工事場所が東広島市内で密接な関係（注3）があり、全ての工事場所の間隔が15km以内であること。
 - ③ 兼務する工事件数が本件工事を含め3件以内であること。
 - ④ 兼務する工事が同一の発注者によるものでない場合は、兼務先の発注者が、兼務を承認したことを証する書面の写しを提出できること。
 - ⑤ 兼務する工事に災害復旧工事を1件以上含むこと。
2. 適用期間は、令和元年11月22日から当分の間とする。なお、従前の取扱いにより、契約済の工事又は公告・指名・見積依頼をした工事についても、当該工事に関する共通仕様書、特記仕様書、誓約書の内容にかかわらず、この取扱いの対象とする。また、過年度発生災害や今後発生する災害もこの取扱いの対象とする。

（注7）

平成30年7月豪雨に伴う災害復旧工事に係る主任技術者及び現場代理人の兼務制限の緩和特例3

1. 全ての工事場所の間隔が15km以内で密接な関係（注3）のある他の公共工事（建設業法施行令第27条第2項が適用される工事として、同一の主任技術者による工事の管理が認められるものに限る。）において現場代理人又は主任技術者として配置されている期間であつて、かつ、次の条件をいずれも満たす場合は、現場代理人について、他の公共工事の現場における現場代理人又は主任技術者との兼務を発注者に申請することができる。ただし、監理技術者（入札参加条件等において監理技術者の配置を求めている場合を含む。）の場合は、対象外とする。申請手続きについては、入札公告等で確認すること。
 - ① 兼務する工事件数が本件工事を含め3件以内であること。
 - ② 兼務する工事場所が東広島市内であること。
 - ③ 兼務する工事が同一の発注者によるものでない場合は、兼務先の発注者が、兼務を承認したことを証する書面の写しを提出できること。

- ④ 監督員等の求めにより、速やかに工事現場に向かう等適切な対応ができること。
 - ⑤ 兼務する工事に災害復旧工事を 1 件以上含むこと。
2. 適用期間は、令和元年 11 月 22 日から当分の間とする。なお、従前の取扱いにより、契約済の工事又は公告・指名・見積依頼をした工事についても、当該工事に関する共通仕様書、特記仕様書、誓約書の内容にかかわらず、この取扱いの対象とする。また、過年度発生災害や今後発生する災害もこの取扱いの対象とする。